特定非営利活動法人NPO現代の理論・社会フォーラム

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は特定非営利法人NPO現代の理論・社会フォーラムの役員の報酬の支給の基準について定める。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費などの実費は支給することができる。

(改正)

第3条 この規程の改正は、理事会が行う。

特定非営利活動法人NPO現代の理論・社会フォーラム 職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人NPO現代の理論・社会フォーラム(以下、本会)の職員の給与の支給基準について定める。

(職員の定義)

第2条 この規程において職員とは、本会定款第55条に規定する職員をいう。

(職員の給与)

第3条 この規程における職員の給与とは、職員としての業務の対価として支払うものをいう。

(給与額の決定)

第4条 職員の給与は、職員の経験や能力、勤務条件等を勘案して理事長が決定する。 (給与の支給日、支給方法)

第5条 支給日は毎月末(土日に当たる場合は前日) とし、職員の了解を得て預貯金口座 への振り込みによる方法で支払う。

(給与の改定)

第6条 職員の勤務実績や本会の事情を考慮し、適宜給与改定を行う。

(そのほか)

第7条 この規程に定めのない事項については、必要に応じて理事会が定める。

(改正)

第8条 この規程の改廃は、必要に応じて理事会で決定する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

特定非営利活動法人 法人名 事業年度 2020年4月1日~2021年3月31日 NPO現代の理論・社会フォーラム

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員会費	910,000円
賛助会員会費	204,000円
寄附	2,237,000円
『現代の理論』発行販売	874,641円
講演会研究会提供事業など	17,000円
雑収益	2,210,970円
受取利息	7円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	6,453,618円

(2) 借入金の明細

	借	入	先	金	額	
なし						円
						円
						円
						円
						円
	合		計			円

(3)	4	の他

譲渡資産の内容	料金	条	件	等
なし	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
) 資産の貸付けに係る料金及び条件等				
資産の貸付けに係る料金及び条件等 貸付資産の内容	料 金	———— 条	件	等
なし	円	***************************************	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
) (小政の担併)に位えれる及び条件学	1			
3) 役務の提供に係る料金及び条件等 役務の提供の内容	料金	条	件	等
なし	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			
	円			•
	円			

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		743,000円	正会員会費、寄附
		150,000円	正会員会費、寄附
		143,000円	正会員会費、寄附
		130,000円	正会員会費、寄附
		100,000円	正会員会費、寄附

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

(2/ 負用の工りの取	1145 TITE O. D.		
氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		1,576,300 円	季刊誌の印刷、製本、発行
		1,194,000 円	地代家賃、通信運搬費、消耗品
		426,015 円	会報、季刊誌などの発送
		297,000 円	会計、決算処理など 指導・相談業務
		227,800 円	税理士報酬

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引 イ 資産の譲渡 (棚卸資産を含む。)

「長座が豚」	, (page 1) .	(EC 110°)			
取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	譲 渡 年月日	譲 渡 価 格	譲渡資産の内容等
			$2020.4.1$ \sim $2021.3.31$	344,000 円	1冊 1,000円×344冊
			$2020.4.1$ \sim $2021.3.31$	0円	1冊 1000 円を無償 譲渡
	-				

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対価の額	役務提供の内容等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

寄附者に関する事項 [④寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

	2	6 0,0 6 0,0 5 0,0 6 0,0) 0 0円) 0 0円) 0 0円) 0 0円) 0 0円	2 0 2 0.6.4 2 0 2 0.6.2 7 2 0 2 0.7.3 1 2 0 2 0.1 1.1 2 0 2 0.1 2.1
	2	6 0,0 0 0,0 5 0,0 6 0,0) 0 0円) 0 0円) 0 0円) 0 0円	2 0 2 0.6.4 2 0 2 0.6.2 7 2 0 2 0.7.3 1 2 0 2 0.1 1.1 2 0 2 0.1 2.1
	2	0 0,0 5 0,0 6 0,0	000円 000円 000円	2 0 2 0.6.2 7 2 0 2 0.7.3 1 2 0 2 0.1 1.1 2 0 2 0.1 2.1
	 	5 0,0 6 0,0	000円	2 0 2 0.7.3 1 2 0 2 0.1 1.1 2 0 2 0.1 2.1
	 	60,0	00円	2020.11.1
	 	60,0	00円	2020.12.1
	 	60,0) O O 四	000110
	 		, 0 0 1 1	2021.1.3
		60,0	00円	2021.2.8
	 	60,0	00円	2021.3.8

給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

ź	给	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額
										0人													0円

6 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
. なし.				F
				F
				F
				F
				ŀ
				F
				ſ
	合 計			

7 海外への送金等に関する事項(その金額が200万円以下の場合に限る。)[⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実	施	日	使	途	金	額
なし						
		•				
	•	•				
	•	•				
	•	•				
	•					

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名 NPO現代の理論・社会フォーラム チェック欄 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び 帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

項 目 最も人数が多 最も人数が多い「特定の法 割合 割合 い「親族等」の 人の役員又は使用人であ 役員数 グループの人 る者及びこれらの者の親 (2)÷(1) (4)÷(1) 族等」のグループの人数 2 4 1 3 (5) 区 分 (a) 2020年4月1日~2021年3月31日 15人 0人 0% 0人 0% 年月日~年月日 **(b)** % % 人 人 人 年月日~年月日 人 人 % % 人 年月日~年月日 **@** % % 人 人 人 **e** 年月日~年月日 % % 人 人 申 請 時 % % 人

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び4)については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33. 333···% → 33. 3%

各社員の表決権が平等である	a	Ф	©	@	e	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	・	・	・	・	・	・
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

項目	a	Ф	©	@	e	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査 を受けている	はい ・ いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・いいえ	はい・・・いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の 保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい・・・いえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

趣 該当する項目を〇で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

_

項目	a	Ф	©	@	e	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の 記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

	「成化卒中サノエフノ衣」(おり衣)に収	
項目	記載要領	注意事項
イの各欄	区分欄の「@」から「@」欄には、実績判定期間の各事	
	業年度(又は各年)を記載します。	
	第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及	
	び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。	
	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例え	
	ば、「定款(又は会則)第〇条に正会員の表決権(又は議決	
	権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	① 「会計について公認会計士又は監査
	なお、「@」から「@」については、上記イに記載する各	法人の監査を受けている」の <u>「はい」</u>
	期間 (「@」 から 「@」) を示したものです。	に「〇」した場合には監査証明書を添
		<u>付してください。</u>
		② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及
		び帳簿書類の保存を青色申告法人に準
		じて行っている」の <u>「はい」に「O」</u>
		した場合には、第3表付表2「帳簿組
		織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	
	なお、「@」から「@」については、上記イに記載する各	
	期間 (「@」 から 「@」) を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

法人名 NPO現代のI	理論・社会フォーラム	a	Ф	©	@	e	申請時
役 員 数		15 人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い プの人数	ハ「親族等」のグルー	0人	人	人	人	人	人
	ハ「特定の法人の役員 る者並びにこれらの グループの人数	0人	人	人	人	人	人

		****	役員	の内	訳					<u></u>
			続柄		京	t 任 等	の	状	況	
氏 名	住 所	職名	等	a	Ф	©	@	e	申請時	就任・退任 年月日
古川 純		理事		0						就任
		長		<u> </u>				ļ		H19. 11. 17
小畑 精武		副理								就任
		事長		0						H17. 7. 15
豊田 正樹		理事								就任
				0						H19. 11. 17
 近藤 美恵子		理事		_						· 就任
				0						H19. 11. 17
山田 勝		理事								就任
				0						H17. 7. 15
寺嶋 紘		理事								就任
			:	0						H21. 5. 30
大槻 磐		理事		0						就任
							<u> </u>			H21. 5. 30
佐々木 希一		理事		0						就任
							<u> </u>	<u> </u>		H21. 5. 30
蜂谷 隆		理事								就任
				0						H25. 6. 1
 平田 芳年		理事								就 任 R
				0		,				1. 6. 2
中川 登志男		理事								 就任
				0						H28. 5. 21

楠本 伸一郎	理事	0			就任 R1.6.2
梅津 美恵子	理事	0			就任 R1.6.2
三木 甯生	理事	0			就任 R1.6.2
伊藤 久雄	監事	0			就任 R1.6.2

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名 NPO現代の理論・社会フォーラム 伝票又は帳簿名 左の帳簿等の形態 記帳の時期 保存期間 金銭出納帳 手書き帳簿 随時 7年間 総勘定元帳 会計ソフト使用(TKC) 随時 7年間 ルーズリーフ 仕訳帳 会計ソフト使用(TKC)|随時 7年間 ルーズリーフ 棚卸資產台帳 ワード使用 随時 7年間 ルーズリーフ

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

 法人名
 NPO現代の理論・社会フォーラム
 チェック欄

 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること
 〇

 イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと
 〇

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人 と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人 の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上 記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

(e) 申請時 項 目 (a) **(b)** (c) **(D)** 宗教の教義を広め、儀式を行い、及 有・無 有·無 有・無 有·無 有・無 有・無 び信者を教化育成する活動 政治上の主義を推進し、支持し、又 有・無 有·無 有•無 有 • 無 有・無 有・無 はこれに反対する活動 特定の公職の候補者若しくは公職に 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 ある者又は政党を推薦し、支持し、 有・無 又はこれらに反対する活動

П

項目	a	Ф	©	@	e	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産の その譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の 譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の 譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営 に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)(ハ及び二)」の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項 等を記載した書類
- へ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類

次に	掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをそ	同	意
	所において閲覧させることに同意する。 覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。	する	しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員 氏名及び住所又は居所を記した書面)② 役員名簿③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	員のうち 10 丿	以上の者の
П	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。使途並びにその実施日	族又はこれら 者で、当該沿 予寄附金の額及	の者と特殊 法人に対する なび受領年月
^	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し② 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	たには事前にひ	又は災害に対

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名 NPO現代の理論・社会フォーラム

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員 名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること

特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無

(a)	(b)	©	@	e	
有 • 無	有 • 無	有 • 無	有 • 無	有 · 無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと

チェック**欄**

チェック欄

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無

a	Ф	©	@	e	申請時
有・無	有 · 無	有 • 無	有 • 無	有 • 無	有 • 無

(注) 認定基準等チェック表 (第7表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時に記載及 び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

チェック欄

事業年度	月	日~	月	B	設立年月日	平成	年	月	日

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法 第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

暴力団

暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

	欠格事由チェック表						
法人名	NPO現代の理論・社会フォーラム		チェック欄				
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消さ合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を終い者							
若り 認定国、 定	定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑人とは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に関金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から計団の構成員等 (注意事項2) ②又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 《又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 《又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を3 「認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明 『協定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明	に違反した 5年を経 経過しなり	たことに 過しない ひ法人() 4」並び				
。 次の イ 暴	に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 いずれかに該当する法人 力団 力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人						
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無						
1	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・	(#)				
П	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5 年を経過しない者の有無	有・	(#)				
\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・	(#)				
_	暴力団の構成員等の有無	有・	(#)				
2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・	いいえ				
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・	ルルえ				
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人	はい・[ルゾ				
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を (注1)その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付する (注2)役員報酬規程等提出書には添付不要	添付するこ					
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・[ルル				
6	次のいずれかに該当する注入						

はい・いいえ

はい・いいえ